

様式第1号（第5条関係）

筑前町空家バンク物件登録申請書

年 月 日

筑前町長 宛

（申請者）住所

氏名

㊞

電話

— —

筑前町空家バンク制度実施要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第5条第1項の規定により、次のとおり空家バンクへの登録を申請します。

1 登録しようとする物件

- （1）所有者
- （2）所在地
- （3）物件の概要

2 同意事項

- （1）登録した空家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、筑前町のホームページ、広報紙等で一般に公開されることに同意します。
- （2）契約交渉に関する全てについて、筑前町空家バンク制度実施要綱第3条第2項第1号の規定により、協会が推薦した協力事業者に調査・仲介を依頼することに同意します。
- （3）空家の入居希望者及び協力事業者に対して、登録された情報を提供されることに同意します。
- （4）空家バンクに登録する物件及び所有者の適正確認に関して、町長又は協力事業者が関係者及び関係機関に照会することに同意します。

3 誓約事項

- (1) 筑前町空家バンク登録情報調査票の記載内容に偽りはないことを誓約します。
- (2) 空家の入居希望者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決にあたることを誓約します。
- (3) 空家の入居希望者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、空家バンク制度の目的に従って利用し、決して他の目的に利用しないことを誓約します。

[注意事項]

- (1) 契約成立時に、協力事業者に対して仲介手数料がかかります。仲介手数料は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定める報酬の範囲内となります。
- (2) 申請者と物件所有者が異なる場合は、同意書により物件所有者全員の意思確認が必要です。
- (3) 町は、この申請により登録された情報を空家バンクの目的以外に利用しません。
- (4) 町は、情報の提供や必要な連絡調整等を行います。空家等に関する交渉並びにこれらに係る苦情、紛争等については、一切これに関与しません。
- (5) 相続登記ができない等の理由で所有者の意思確認ができない場合及び法律の規制その他の理由で売買や賃貸が困難であると判断した場合は、空家バンクに登録しません。
- (6) 申請書等に虚偽・錯誤により事実と異なる事項があったとき、その他登録が適当でないと認められたときは、登録を取り消します。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者は、空家バンクを利用できません。
- (8) 町は、所有者、入居希望者、協力事業者及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、登録物件の瑕疵によって生じた損害については、その責を負わないものとします。